

1 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

※詳細については資料4-2を参照ください

- 対象者が採用日から**9年以内**の常勤保育士等へ変更
※令和2年度に採用後9年目の事業対象者については、引き続き、R3は対象。
- 1戸当たり補助基準月額：**82,000円**
- 第1四半期分一式を**7月初旬の締切**までに提出

2 一時保育事業

※詳細については資料4-3を参照ください

- 対象児童の兄弟が同時に一時保育事業や認可保育所等を利用している場合に2人目の利用料を半額とし、減免分の補助を実施
- 対象児童の兄弟が同時に一時保育事業や認可保育所等を利用している場合に3人目の利用料を免除とし、減免分の補助を実施
- 多胎児児童が緊急一時預かり（就労・通院を除く）を利用する場合に利用料を免除とし、減免分の補助を実施
- 利用者700人以上1,500人未満の場合に基本補助額に一部補助額を上乗せ
- 基本補助額（年額）の引き上げ
- 基本補助額交付申請書類一式を**6月初旬の締切**までに提出

3 定員超過補助者雇上費補助金

※詳細については資料4-4を参照ください

- 補助上限額（年額）の引き上げ
定員120人以下：2,264,000円 ⇒ **2,333,000円**
定員121人以上：4,528,000円 ⇒ **4,666,000円**
- 補助対象者に求めていた勤務時間週30時間以下の要件を撤廃

4 年度限定型保育事業

※詳細については資料4-5を参照ください

- 基本補助額を月額73,000円～153,000円
⇒月額75,000円～155,000円へ引き上げ
- 実施届出書を**4月初旬の締切**までに提出

5 保育体制強化事業

※詳細については資料4-6を参照ください

- 保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため補助するもの
- 1施設当たり：月額145,000円へ変更

6 新型コロナウイルス感染症対策補助金

※詳細については資料4-7を参照ください

- 補助上限額（年額）の変更
定員20人以上59人以下 600,000円
定員60人以上 750,000円
- さらに一時保育実施施設については、令和3年度における利用者数が一定程度の場合に300,000円を上乗せ